

三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うために、お集りいただいた。  
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 2月定例会の日程及び運営について**

**(1) 知事提出予定議案**

三石委員長 まず、2月定例会の日程及び運営についてである。  
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

三石委員長 何か質問はないか。

(なし)

**(2) 会期及び会議日程**

三石委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。  
 2月定例会の日程については、12月21日の議運で予定案としての協議をしている。  
 会期については、案のとおり、2月22日木曜日開会、3月20日火曜日開会ということで、会期は27日間とし、会議日程については資料1の日程表をごらんいただきたい。  
 日程表のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

**(3) 質疑並びに一般質問**

**① 一括質問**

**ア 質問者（会派）の発言順序**

三石委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。  
 まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党6名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、まほろばの会1名の計11名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目3月1日木曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目3月2日金曜日 公明党、まほろばの会、自由民主党

第3日目3月5日月曜日 県民の会、自由民主党、自由民主党

第4日目3月6日火曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

**イ 発言者の制限時間等**

三石委員長

次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

**ウ 発言者の届け出**

三石委員長

次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。  
県民に広報するための発言者の届け出については、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

**エ 発言通告書の提出期限**

三石委員長

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。  
申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているので、2月28日水曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。  
なお、質問の要旨については、申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

**②一問一答**

**ア 発言時間等**

三石委員長

次に、一問一答についてである。  
まず、発言時間については、申し合わせで、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。  
会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党350分、県民の会135分、日本共産党65分、公明党50分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

三石委員長

申し出がないので、原則どおりの運営とする。

**イ 発言者及び発言所要時間の提出期限**

三石委員長

次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。  
申し合わせにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日

の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 発言通告書の提出期限**

三石委員長

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。  
申し合わせにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月5日月曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

**(4) 請願書の受理期限**

三石委員長

次に、請願書の受理期限については、申し合わせでは議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、3月6日火曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

**(5) 閉会中の常任委員会委員長報告**

三石委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。  
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、報告する。

**(6) 大阪府議会議長からの依頼**

三石委員長

○2025年国際博覧会の誘致に関する決議について  
次に、6ページの資料6、大阪府議会議長からの依頼についてである。  
このことについては、大阪府議会議長から、高知県議会議長に、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について依頼があったので、浜田議長から報告がある。

浜田(英)議長

それでは、お時間をいただき、説明させていただく。  
2020オリンピック・パラリンピックの5年後、2025年開催予定の国際博覧会にフランス、ロシア、アゼルバイジャン、そして日本の4カ国で激しい綱引きが展開されている。情報によれば、フランスは財政事情でこのレースから脱落したとのうわさもある。日本は、大阪府が既に手を挙げており、全国都道府県議会議長会は昨年7月に大阪府議会からの要請で誘致に向けた決議を可決採択し、当然私も賛成させていただいた。その後、大阪府議会の維新、自民、公明の会派を中心に、全国の議会での決議採択に向けた積極的な要請活動が行われている。高知県議会には、1週間前の9日に大阪府議会公明党府議団から私議長に対して、高知県議会の2月定例会開会冒頭に決議採択をいただきたいとの強い要請があった。  
2月定例会開会冒頭採決の緊急性については、B I Eという万博の事務局が、大阪府が万博を開催するのにふさわしい場所かどうかを調査するために大阪府を3月6日から7日に視察団が訪問されるようである。また、他の自治体による盛り上げ

りはどうなのかといったことも同時に調査するようである。しかし、日本の自治体では、現在関西広域連合に入っている徳島県を初めとする13の自治体の採択にとどまっている。高知県議会も、3月20日の閉会日を待っての採択では、B I Eに対する積極的なプレゼンテーションに間に合わないので、高知県議会においては2月定例会開会冒頭で採択してもらいたいとの強い要請があった。なお、東京都議会も2月定例会冒頭での採決を予定しているようである。

誘致成功時の経済波及効果についてであるが、2020オリンピック・パラリンピックに向けて、今もVISIT JAPAN4000、4,000万人のインバウンドを誘致しようとするものが現在進行中であり、それにプラスアルファしたインバウンドの誘致を5年後の誘致に持ち込むことにより、当然、高知県への経済効果も大きいものが期待できると思っている。以上である。

米田委員

大阪万博については、国民、府民でも意見が分かれているところである。うちは、そのものに反対だ。カジノ、I Rとセットで、知事も大阪市長も推進しているということだが、ギャンブル依存症対策法案とか、I R法案についても国民的な合意を得ているとは全く思わない。そういうセットで推進しようとしている万博が国民に歓迎されるのか、これが1つ。

もう一つは、人工島の夢の島で行うようであるが、南海トラフ地震により液状化が起これ、津波のおそれがあるという専門の科学者からの警告もある。私は、そういう場所に多くの人を呼ぶのはどうかと思う。

緊急性についても、東京オリンピック・パラリンピックの際にも8県が決議を行っていない。6月に総会を行うということであり、最終総会も11月にある。開会冒頭に急いで行うのではなく、十分に議論をしてからでもいいのではないか。また、県民の代表機関であるので、決議を上げるのであれば十分に時間をとって議論すべき問題である。緊急性はいろいろ考え方はあるが、後の日程を考えても今議会必ずというわけではないと思う。

内容、緊急性の問題、いずれについても、合意できない。

横山委員

議長からの御説明のとおり、3月6日から7日にB I Eの現地視察があることから、他の自治体の盛り上がりも必要不可欠な審査対象の中に入ってくることも受け止めなければならない。また、本県としても国際観光として連携を要するとの視点から、私は緊急性を要すると考えているので議論をしていただきたい。

西森委員

公明党としても、博覧会誘致に積極的な取り組みをすべきだと思っている。さまざまな経済効果、高知県への波及効果を考えても開催することは非常に大きな意味を持つ。

緊急性の面についても、先ほど議長からお話があったB I Eの視察が近づいている中で、大阪府だけではなく他県の思いを酌むということも大切だと思うので、開会日の採択も大切だと思う。

橋本副委員長

県民の会も異論ない。

三石委員長

それでは、米田委員からの御意見はあったが、この決議案については、大阪府議会からの要請でもあるし、大勢の御意見が緊急性を認めるということであるので、開会日の本会議に提出することで、御了承願う。

(了 承)

三石委員長 次に、この決議案については、所管の常任委員会に送付せず、議運で協議することとしたいと思うが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。  
ここで、自由民主党の決議案をお手元にお配りする。

(事務局、資料配付)

三石委員長 それでは、2025年国際博覧会の誘致に関する決議案の内容について御協議いただきたいと思うが、先ほどまでのお話では、意見の一致に至らないようであるので、この決議案については、会派から開会日の本会議に提出することを認めることで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。  
次に、この決議案の開会日の本会議での議事手続についてである。  
開会日の知事の提案説明の後、日程に追加し、議題とすることに御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。  
次に、提出者の説明、討論等についてはいかがでしょうか。

(な し)

三石委員長 この決議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

## 2. 次期常任委員及び議会運営委員について

### (1) 常任委員会の会派構成

三石委員長 次に、8ページの資料7、次期常任委員及び議会運営委員についてである。  
平成30年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月20日火曜日の閉会日に委員の選任を行うこととなるので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長 まず、各常任委員会の会派構成についてである。  
平成30年度の各常任委員会の会派構成については、会派に持ち帰り、御検討いただき、今後の議運で協議することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

## (2) 議会運営委員会の会派構成

三石委員長 次に、議会運営委員会の会派構成についてである。  
このことについては、平成30年度も現行と同じ会派構成になるかと思う。  
については、自由民主党6名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。  
なお、各会派における平成30年度の議運の委員については、9ページの様式により、3月9日金曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

(了 承)

## 3. 議会予算について

三石委員長 次に、10ページの資料8、議会予算についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

(林総務課長、説明)

三石委員長 質問はないか。

(な し)

## 4. その他

三石委員長 最後に、その他で何かないか。

桑名委員 本年度、ケーブルテレビ中継の放送のトラブルがあった。

横田議事課長 12月定例会において、ケーブルテレビの担当者がチャンネルの切り替えを忘れ、冒頭の放送ができていないというトラブルがあった。ケーブルテレビの放送自体の運営には大きなトラブルはなかった。

桑名委員 それ自体が大きなトラブルである。  
これは西内議員のときで、たしか須崎のケーブルテレビだったと思う。仮にも、テレビ局で放送が途切れるというのは大変なことで、本会議の初めから中継を行う

### H30. 2. 16 議会運営委員会

ことができなかったことは、本来ならば議運に来てそれを釈明をすべきものである。緊張感を持ってケーブルテレビ側も放送をしてもらおうよう、各社にも強く申し入れるべきだと思う。これが民放など普通の局ならば大変な問題である。特に我々議員は一般質問に政治生命をかけている思いがある。一瞬でも流れない、ましてそれがうっかりミスというのはあってはならない。その点を各社に申し伝えていただきたい。

土森委員

議長名で申し入れをしてはどうか。

三石委員長

そういう意見に対して、議長名で申し入れをしてはという意見がある。そういう方向で構わないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。  
そのほかに、何かないか。

(な し)

三石委員長

それでは、協議事項は、以上である。  
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の3月1日木曜日、午前9時から開催することとする。  
協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。  
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。